平成２２年（フ）第１４０号
愛媛県新居浜市郷１丁目３番46号
債務者　冨岡　博美
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１４６号
愛媛県四国中央市具定町20番地　山田団地52番38号、旧住所愛媛県四国中央市下柏町６番地１
債務者　篠原　大樹
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１４７号
愛媛県四国中央市具定町20番地　山田団地52番38号、旧住所愛媛県四国中央市下柏町６番地１
債務者　篠原　麻美（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第５２８号
高知市百石町１丁目９番21号
債務者　今橋　菊美
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３１号
高知市長浜2845番地１　改住89号
債務者　仲村亜由美
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３７号
高知市中久万62番地
債務者　片岡　栄次
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５１号
高知県土佐市蓮池457番地１　県営住宅土佐団地107号
債務者　豊本　寿夫
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５２号
高知県土佐市蓮池457番地１　県営住宅土佐団地107号
債務者　豊本千代喜
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５３号
高知県土佐市蓮池457番地１　県営住宅土佐団地107号
債務者　豊本　葉月
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６６号
高知県須崎市野見222番地　市営住宅303号
債務者　山下　君代
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第７４号
高知県高岡郡佐川町黒原2325番地１
債務者　髙橋　明子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第４３号
高知県安芸市宝永町464番地３
債務者　小松　雅彦
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
高知県安芸郡安田町大字唐浜2310番地２
債務者　森沢　俊二
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
福岡県直方市大字感田2190番地１
債務者　兼竹ルミ子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１１２号
福岡県宮若市福丸269番地
債務者　塩川　英樹
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第８１号
福岡県大川市大字新田632番地１
債務者　龍　　ルミ
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
福岡県八女市本村905番地３
債務者　川上　清美
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所八女支部